

○防衛省告示第二百七十五号

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）
第六条第一項及び第二項の規定に基づき、対象防衛関係施設及び当該対象防衛関係施設の区域並びに当該対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定し、令和七年十二月二十六日から施行する。

令和七年十二月十六日

防衛大臣 小泉 進次郎

一 陸上自衛隊岩見沢駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	北海道岩見沢市	日の出台四丁目三百十三
対象防衛関係施設の区域	北海道岩見沢市	日の出台四丁目（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	北海道岩見沢市	四条東十七丁目及び十八丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、五条東十六丁目（次の図面に示す部分に限る。）、十七丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び十八丁目、栄町一丁目

から三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、五丁目、六丁目、七丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び八丁目（次の図面に示す部分に限る。）、日の出北四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、日の出南三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、二丁目、三丁目、四丁目から六丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、七丁目、八丁目、九丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び十丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに宝水町（次の図面に示す部分に限る。）

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

- 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二 陸上自衛隊留萌駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	北海道留萌市	緑ヶ丘町一丁目六番地
対象防衛関係施設の区域	北海道留萌市	緑ヶ丘町一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、南町二丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに元川町二丁目（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	北海道留萌市	五十嵐町一丁目から三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、東雲町一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、千鳥町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、

二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、三丁目及び四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、浜中町（次の図面に示す部分に限る。）、堀川町二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、緑ヶ丘町一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、南町一丁目、二丁目、三丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び四丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに元川町一丁目及び二丁目

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三 陸上自衛隊滝川駐屯地

<p>対象防衛関係施設 の所在地</p>	<p>北海道滝川市</p>	<p>泉町二百三十六</p>
<p>対象防衛関係施設 の区域</p>	<p>北海道滝川市</p>	<p>泉町（次の図面に示す部分に限る。）</p>
<p>対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域</p>	<p>北海道滝川市</p>	<p>朝日町西三丁目及び四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、泉町（次の図面に示す部分に限る。）、泉町二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、北滝の川（次の図面に示す部分に限る。）、黄金町西一丁目から四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、幸町三丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び四丁目並びに西滝川（次の図面に示す部分に限る。）</p>
<p>備考</p>		

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

四 陸上自衛隊倶知安駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	北海道虻田郡倶知安町	字高砂二百三十二番地二
対象防衛関係施設の区域	北海道虻田郡倶知安町	字高砂及び字比羅夫（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに字高砂及び字比羅夫以外の次の図面に示す地域

<p>対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域</p>	<p>北海道虻田郡倶知安町</p>	<p>字高砂及び字比羅夫（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに字高砂及び字比羅夫以外の次の図面に示す地域</p>
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>		

対象防衛関係施設の所在地	北海道網走郡美幌町	字田中国有地
対象防衛関係施設の区域	北海道網走郡美幌町	字田中（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	北海道網走郡美幌町	字田中及び字報徳（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺区域に含まれるものとする。</p>		

三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

六 陸上自衛隊遠軽駐屯地

備考	対象防衛関係施設の所在地	北海道紋別郡遠軽町	向遠軽二百七十二番地
	対象防衛関係施設の区域	北海道紋別郡遠軽町	向遠軽（次の図面に示す部分に限る。）
	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	北海道紋別郡遠軽町	東町一丁目から三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。） まで及び向遠軽（次の図面に示す部分に限る。）

一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。

二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

七 陸上自衛隊鹿追駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	北海道河東郡鹿追町	笹川北十二線十番地
対象防衛関係施設の区域	北海道河東郡鹿追町	笹川北十二線（次の図面に示す部分に限る。）

対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	北海道河東郡鹿追町	笹川北十一線から十三線(いずれも次の図面に示す部分に限る。)まで
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>		

対象防衛関係施設の所在地	北海道釧路郡釧路町	字別保百十二番地
対象防衛関係施設の区域	北海道釧路郡釧路町	字別保（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	北海道釧路郡釧路町	字床丹（次の図面に示す部分に限る。）、字別保（次の図面に示す部分に限る。）、字別保原野南十九線及び二十線（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに中央九丁目及び十丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺区域に含まれ</p>		

るものとする。

三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

九 陸上自衛隊富山駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	富山県砺波市	鷹栖出九百三十五
対象防衛関係施設の区域	富山県砺波市	鷹栖出（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	富山県砺波市	神島（次の図面に示す部分に限る。）、鷹栖出（次の図面に示す部分に限る。）、中神（次の図面に示す部分に限る。）、中神三丁目及び五丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、林（次

の図面に示す部分に限る。) 並びに深江(次の図面に示す部分に限る。)

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

十 陸上自衛隊鯖江駐屯地

対象防衛関係施設

福井県鯖江市

吉江町五字深田三

の所在地	対象防衛関係施設 の区域	対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域
	福井県鯖江市	福井県鯖江市
	入町、西番町及び吉江町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	入町、西番町及び吉江町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p>		

四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

十一 陸上自衛隊和歌山駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	和歌山県日高郡美浜町	和田千百三十八番地
対象防衛関係施設の区域	和歌山県日高郡美浜町	大字和田（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	和歌山県日高郡美浜町	大字和田（次の図面に示す部分に限る。）
備考 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。		

二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

十二 陸上自衛隊出雲駐屯地

対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設の所在地
島根県出雲市	島根県出雲市
松寄下町（次の図面に示す部分に限る。）	松寄下町千百四十二番地一

対象防衛関係施設
に係る対象施設周
辺地域

島根県出雲市

荒茅町、大社町中荒木、浜町、松寄下町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

対象防衛関係施設の所在地	徳島県阿南市	那賀川町小延四百十三番地一
対象防衛関係施設の区域	徳島県阿南市	那賀川町江野島及び那賀川町小延（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	徳島県阿南市	那賀川町江野島、小延、敷地、島尻及び豊香野（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる</p>		

区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

十四 陸上自衛隊高知駐屯地

備考	対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域	対象防衛関係施設 の区域	対象防衛関係施設 の所在地
	高知県香南市	高知県香南市	高知県香南市
	香我美町上分、徳王子及び夜須町西山（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	香我美町上分、香我美町徳王子及び夜須町西山（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	香我美町上分三千三百九十

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。